

全国埋文協会報 No. 110

発行 全国埋蔵文化財法人連絡協議会

編集 (公財)愛知県教育・スポーツ振興財団
愛知県埋蔵文化財センター
〒498-0017 愛知県弥富市前ヶ須町野方802-24

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会 会長法人挨拶

全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長法人
公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団 専務理事兼事務局長 松田英世

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会の開催にあたり、会長法人として一言ご挨拶を申し上げます。本日は、全国から多数の会員法人の皆様にご参加いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は昭和55年9月に発足し、今年で45年目を迎えております。この間、会員法人におかれましては、行政機関とともに埋蔵文化財保護行政の一翼として発掘調査や報告書刊行、文化財保護の普及啓発活動などに真摯に取り組まれ、各地域の埋蔵文化財の調査研究、普及啓発の中核機関として貢献されるとともに、学術研究の発展にも寄与されてこられました。しかしながら、会員法人の運営に目を向けますと、専門人材の確保・育成、財政基盤の脆弱さ、民間調査機関の参入などの課題に加え、近年頻発する自然災害への対応やデジタル技術の急速な進展、人件費や物価の高騰など、新たな課題にも直面しており、運営面では厳しさが増すばかりであります。これからも会員法人が埋蔵文化財保護行政を補完する組織として存続していくためには、発掘調査の迅速化や効率化など、調査の質の更なる向上を図ることが求められています。その中で各法人が健全な運営を図り、文化財保護の実を挙げていくことが肝要であると考えております。

このため会員法人間ではもとより文化庁や地方自治体などの関係機関を含め、一層の連携を深めることが必要であると考え、去る7月10日に全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会とともに、「専門職員の人材確保と育成」や「デジタル環境を進める施策」など、総会で決定した4項目について当協議会として文化庁に対して要望活動を行ったと



挨拶する全国埋蔵文化財法人連絡協議会
会長法人 専務理事兼事務局長 松田 英世 様

ころであります。要望内容については真摯に耳を傾けていただきましたし、要望後には文化財第二課の田中課長様、近江様、桑波田様には1時間を超えて懇談をさせていただき問題意識の共有を図るとともに、お互いに知恵を出し合って課題解決に向けて検討を進めていきたいとのお話をいただきました。

本日の研修会は、各法人が喫緊の諸課題について見識を深め、全国各地の知見を共有し、情報交換できる機会であります。会員法人の皆様には、

本研修会で得られた知見や情報などを各地の行政機関をはじめ関係者で共有し、各ブロックでの活動や日頃の業務に活かしていただくことで、会員法人の事業運営が円滑に推進されることを願っております。

結びに、本研修会でご講演をいただく文化庁文化財第二課の近江俊秀様、高知大学人文社会学部

教授の宮里修様、そして開催担当法人としてご尽力いただいております公益財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターの皆様にご心よりお礼を申し上げますとともに、ご参加いただいた皆様にとって有意義な研修会となることを祈念しまして挨拶いたします。

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会 - 高知県高知市にて開催 -

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会は、11月6日（木）・7日（金）に高知県高知市において、37法人が参加して開催されました。

今年度の開催法人は、公益財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターで、1日目は高知市内の高知会館を会場に研修会を開き、2日目の午前は、視察研修としてAコースとBコースに分かれ、高知県立埋蔵文化財センター、高知県立歴史民俗資料館、高知県立坂本龍馬記念館を見学しました。

また、午後は自由見学として、高知城及び高知城歴史博物館を見学しました。

【日 程】

第1日目

- 1 開 会
- 2 会長法人あいさつ
公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
専務理事兼事務局長 松田 英世 様
- 3 開催法人あいさつ
公益財団法人高知県文化財団
理事長 鎌倉 昭浩 様
- 4 講演1
「埋蔵文化財保護のあゆみと埋蔵文化財センター」
文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 近江 俊秀 様
- 5 講演2
「高知考古学の重要成果」
高知大学人文社会学部
教授 宮里 修 様
- 6 閉 会



挨拶する公益財団法人高知県文化財団
理事長 鎌倉 昭浩 様

第2日目

- 1 午前 視察研修
Aコース
・高知県立埋蔵文化財センター
・高知県立歴史民俗資料館（岡豊城跡）
Bコース
・高知県立坂本龍馬記念館（浦戸城跡）
・高知県立埋蔵文化財センター
- 2 午後 自由見学
高知城追手門に集合し、高知城の石垣について説明を受けた後、高知城及び高知城歴史博物館を見学

講演 1 (要旨)

「埋蔵文化財保護のあゆみと 埋蔵文化財センター」

文化庁文化財第二課
主任文化財調査官 近江 俊秀

埋蔵文化財保護行政の現状

埋蔵文化財保護行政を取り巻く現状は非常に厳しくなっています。国交省が毎年報告している労務単価は、15年前の1.8倍に上昇しましたが、予算は据え置きで、国の予算配分は国土強靱化など政策的事業に重点が置かれています。また人手不足の問題も深刻化しています。地方の市町村では募集しても応募がなく、採用したとしても10人に1人が3年以内にやめています。また長年にわたり、採用をしてこなかったため、技術知識の継承の問題もあります。

高齢化率がピークを迎える2040年問題に向けて現在、政策的に行われていることは、都道府県や市町村の枠を超えた中核市を核とした行政の枠組み再編です。また、2050年ぐらいまでに公務員数を半減することも検討され、AIやデジタル技術を活用し、行政サービスの維持を図る動きが加速しています。このような社会の大きな転換期において、これまでの成り立ちを理解した上で埋蔵文化財業界の方向性を検討することが重要になると考えます。

埋蔵文化財保護のあゆみとセンター設置

埋蔵文化財とは、文化財保護法2条の6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）には含まれず、文化財の存在形態を示す概念です。存在形態なので、様々な分野を横断する形で埋蔵文化財があります。6類型の文化財は、保護の対象を定めていますが、埋蔵文化財は保護の対象を有しないので、法律上の解釈は異なるという位置づけです。

文化財保護法は昭和24年、法隆寺の火災を契機に制定されました。当初は史跡・名勝・天然記念物に関する規定は、文化財保護法案には含まれておらず、国家記念物保存法という法律により、他の文化財とは別の法律にしようとしていましたが、



講演する文化庁文化財第二課 近江 俊秀 様

昭和24年の国会で法案が通過せず、審議未了となり、同年10月に史跡・名勝・天然記念物を含む文化財保護法案が衆議院から提出されて、その中で埋蔵文化財が出てきました。この時の埋蔵文化財保護制度の一つの特徴は、史跡・名勝・天然記念物と同じように、埋蔵文化財の包蔵地を法律に基づき対象指定によって、特定しようとした点です。そして指定制度になると、指定された遺跡で行う発掘調査もしくは開発は許可制とし、さらに遺跡の有無を確認するために人の土地に立ち入って、調査をする権限も法律上認めようという案も出てきました。

その後、憲法の財産権の関係など様々な問題が検討されたのち、今の文化財保護法の大元の形が出来ました。昭和25年当初の法律に規定されている一つが、調査のための発掘、今で言う92条です。調査のための発掘と、今の98条の文化庁長官による発掘調査、さらに100条以降の出土品の所有権確定のための制度という三本柱が成立しました。なぜ最初に92条（旧57条）だったのか、背景にあったのが遺跡の盗掘・濫掘でした。これは当時、国会でも取り上げられ大きな話題になったため、遺跡破壊が進むことを当時の日本考古学協会が危惧をして、昭和25年の段階で、防止のための法律を作るべきということで提案しています。つまり、埋蔵文化財に関する規定は、国の役人が決めたのではなく、日本考古学協会と当時の博物館の人たちが、案を作成し、法律上成り立つか他の権利関係の調整を経て、法制化しました。

当初の92条は遺構より遺物を意識し、盗掘・濫掘防止を目的としました。開発行為によって結果

として遺跡を壊す場合でも、この条文を適用すべきという解釈が述べられています。さらに興味深いのが、第2条で文化財の中に考古資料が出てくることです。他の種類の建造物などは、それぞれの中で、特に歴史的に重要であるとか、学術的に意味があるもの、要は建造物の中でもその中で選択するというような法律構成になっていますが、考古資料は考古資料イコール文化財という形で整理しているのも大きな特徴です。これは、よく文化財に指定して初めて文化財になるという話がありますが、実はそうではなく、そもそも考古資料というのは法律上、文化財であるという形で整備されています。

この後、昭和29年改正で調査以外の目的で埋蔵文化財を包蔵していると周知されている土地について、工事をするときには事前の届け出が必要であるという、今の93条が出来上がり、これが記録保存や原因者負担の根拠となります。遺跡のある土地で開発をするために届出を行う、それに対して93条第2項の規定に基づき行政が発掘調査の指示を出し、指示を受けたものが従うことにより、発掘調査を行う義務が生じます。逆に言えば、その指示に従わなければ義務が生じないというのが今の仕組みです。これは行政が目指すべき施策を実現するために行う任意の協力を求める行政指導のため、強制力がないからです。これにより、原因者負担が成り立っており、その根拠が93条第2項であり、原因者負担、記録保存に繋がります。

この記録保存の考え方は明治末に日本史研究の巨人である黒板勝美が提唱しました。ただ、黒板が言う記録保存は、遺跡を壊す発掘調査を行って記録を取ることを指しておらず、現状保存と記録保存を併存させています。遺跡を保存していくためには、精緻な学術的記録を取りなさいという考え方です。それが大正末になると、記録保存さえすれば、遺跡、遺物は残らなくてもいいという話になり、昭和になると残せない遺跡は記録保存すればいいとなりました。つまり大正末から記録保存イコール現状保存の代わりに、記録を作成してその記録を保存するという考えが生まれてきたということになります。

よって昭和29年以前に記録保存という考え方はありましたが、原因者負担の考え方は昭和33年、東海道新幹線や東名高速建設で一部導入され、昭和35年の民間宅地開発で本格化しました。この時期、津島遺跡や平城宮車庫問題など保存論争が社会問題化し、遺跡保護の重要性が再認識されましたが、原因者負担に関しては強い反発もありまし

た。学会でも遺跡を犠牲にすることによって学術的な成果を上げていくのはおかしいという話があり、また埋蔵文化保護に関する国民的な意識が、とても高揚してきた時期でもありました。そして、昭和39年、当時の文化財保護委員会が原因者負担に対する通知を出しました。遺跡が滅失するものについては、関係各都道府県教育委員会に委嘱して事前発掘調査を行ない、記録保存の措置を取り、必要な費用は当該事業関係予算より負担されたいという内容です。これによって原因者負担による記録保存調査が確立していくわけです。この後、国会で遺跡の保存問題がたびたび議論されたことを受けて、今の文化財保護法の骨格となる昭和50年改正がなされました。

昭和50年改正では、現在の法94条が設けられ、遺跡のあるところでその保存に影響を及ぼす公共事業を行う場合に、発掘調査を実質的に義務付ける事前協議制ができました。一方でこの頃、発掘調査を行う専門職員の不足問題がありました。ここで文化庁は、当時の自治省に働きかけて、専門職員を雇った場合には交付税措置をするということを行いました。同時に発掘調査を専門的に行う組織設置を進めました。これにより、昭和50年以降、急速に発掘調査の体制を進めていくこととなります。つまり、このような流れは法律と無関係ではなく、昭和29年から50年改正という発掘調査の制度が強固になっていく過程で、その対応策として発掘調査の体制を作る必要があったということが、現在の埋蔵文化財センター設立の原点となります。

現在の文化財保護法は、発掘調査に関する規定として92条（基本）、98条（文化庁長官）、99条（地方公共団体）を設け、周知の包蔵地に関する93条、94条、遺跡発見に関する96条、97条、出土品の所有権を定める100条から108条があります。93条が一般的なもので、94条が国や地方公共団体等に適用され、95条は包蔵地の周知に関する規定で、遺跡発見に関する規定が96条、97条であり、100条から108条が出土品の所有権に関する規定です。100条以下は保護義務ではなく、所有権手続きを定める規定で、明治期の遺失物法を踏襲しています。そして、注意しなければならないのは、周知の埋蔵文化財包蔵地の「周知」という言葉は、誰もが知っているという意味しかないことです。よって法的な手続きとか行政手続きは一切必要とせずに、誰もが知っていればこの条文が適用されるという制度設計になっています。これは、埋蔵文化財は、誰かがここに埋蔵文化財があることを決めるので

はなくて、もともとその土地が持っている本来的な属性になるという考え方に基づくものです。ただ、周知されているという状態とは何を指すのか、これは法律上、解釈に戸惑うところです。ですから自治体が遺跡地図を作り、その範囲を線を引いて公開することによって、周知するという運用をしています。ただ、平成7年の大阪高裁の判決では、遺跡地図とか自治体の台帳に載っていることに加えて、地形上に顕在化している、貝塚のように貝殻がたくさん落ちていたりとか、あるいは地元で伝承が残っているなどがある、初めて周知された状態だという判例が出ています。このような周知という抽象的なものによって保護している仕組みが、このままでいいのかという議論も現在あります。

昭和50年改正の後、開発に伴う発掘調査が行われる中で、昭和51年に文化庁で埋蔵文化財センター設置の促進を行い、それでも人手不足で調査が滞ったため、昭和53年に埋蔵文化財関係の事務処理の迅速化についての通知が出ました。さらに昭和56年には発掘調査の円滑等についての通知が出て、調査ができる体制がある程度整いましたが、その後も増え続ける開発に対応するため人を増やし、体制を強化しつつ、開発に合わせたペースで発掘をやっていくという動きが、発掘調査費がピークになる平成9年まで、ずっと続いていくということになりました。

今後の展望

埋蔵文化財センターの設置は、発掘調査の遅延による開発の遅れを最小化したいという開発側のニーズと、しっかりと文化財保護をやりたいという文化財側のニーズがお互い合わさることによって、進められてきました。事業が右肩上がりの段階では予算も潤沢にあり、組織の拡充もできましたが、近年の状況を見ると自治体によって発掘調査費は大きく乱高下しています。以前のように道路計画があって、10年ほどかけて道路を作った時代から、短いスパンで事業を完了させていくことが多くなり、一時は事業量が増大するが、それが終わると同時に人がいらなくなるため、組織として将来の見通しが立たず人の採用ができません。そうすると、短期的にどう対応していくかが大きな問題になります。これまでどおり都道府県という枠組みの中だけで事業を考えていくと、対応に苦慮すると思われるため、都道府県よりも広い広域的な枠組、あるいは法人間同士の相互支援の考え方を作っていかないと組織運営が厳しく

なると予測されます。

また、人の問題として、中間世代の空洞化をどうしていくか、事業とお金があっても、掘り手がいないという状況になっていきます。その対応策として考えられるのが、発掘調査の機械化です。人間が行う仕事の精度を維持しながら、どこまで機械化できるかという検討が必要です。あわせて、デジタル化の検討です。埋文側から技術開発側へニーズに沿った技術開発を働きかけることも、今後必要になってきます。例えば、報告書は、この先も紙媒体で行くのか、デジタルの利点をもう少し考えていく必要があります。奈文研の全国遺跡報告総覧は情報の収集、検索という点において、非常に優れており、将来的にはフルデジタルの報告書も視野に入れていく必要があるのではと思っています。その場合、記録の取り方や遺跡単位で報告書を出すという今のあり方も必然的に変わっていく可能性があり、行政はもとより学会も含めて議論する必要があります。

最後にもう一つ。昔、坪井清足という方が埋蔵文化財行政研究会で記念講演をした際に、遺物の実測図は本当にいるのかという話をしております。民間への実測図の発注に対して、事業者側からその必要性の説明を求められたときに、立場や考え方が異なる人が納得できるような形でしっかりと答えられるかどうか、このことは常に考えておく必要があります。事業者が負担する経費の中には学術研究に係るものは含まれませんので、記録保存として必要だと説明できなければなりません。遺物の実測図に関わらず、今後、我々の仕事が厳しく見られていきますので、これまで当たり前に行っていることも、そもそも何のためにやっているかを再度考え、他に有効な方法があればやり方そのものを見直すことも重要です。

AIやロボティクスの活用が、行政の様々な分野で検討が進められている昨今、発掘調査についても同様の検討が求められることになると思われます。その時に備えて、これまでの業務の仕方を再点検しておくことも重要だと思います。そして、そうした作業を通じて、変えてはいけない方法などが見えてくるように思います。

講演 2 (要旨)

「高知考古学の重要成果」

高知大学人文社会学部
教授 宮里 修

高知考古学の（とくに近年の）重要成果

高知県では現在、2,500~2,600カ所ぐらいの周知の埋蔵文化財包蔵地が知られていますが、その中でも最も多いのが中世と弥生です。中世は山城が、そして居住地などの遺跡では弥生時代が最も多いです。まず、高知考古学のとくに近年の重要成果について、時代順に話していきます。

○奥谷南（おくたにみなみ）遺跡

南国市に所在する旧石器時代の岩陰遺跡。後期旧石器から縄文の中期ごろまで断続的に続く遺跡で、チャート製のナイフや細石刃などが確認されている。

○北岸山端（きたきしやまばた）遺跡

香南市に所在する縄文時代早期の遺跡で、石組、いわゆる集石炉にあたるものと廃石遺構が見つかった。類例はみられるものの県内ではここでしか見つかっていない遺構である。

○居徳（いとく）遺跡

土佐市。埋没した丘陵の斜面から谷にかけて大量に投棄、廃棄された遺物だまりが見つかった。弥生時代や古墳時代も見られるが、特に縄文時代の東日本系の文物や殺生人骨が話題になった。

○田村（たむら）遺跡

南国市。初期農耕集落として始まり、地域の拠点集落に成長していく遺跡。弥生後期中頃におそらく大洪水が起こり、集落が廃絶されたと思われる。青銅器の交錯地帯としても知られており、銅矛と銅鐸という二大祭祀圏の文物が共存している点が、県内弥生時代の際立った特徴の一つである。

○西分増井（にしぶんますい）遺跡

高知市春野町に所在する弥生後期の鉄器製作遺跡。いわゆる搬入土器と言われている庄内式や、東阿波式、吉備型の土器が出土した遺跡で広域交通の拠点としても重要な役割を担っていたと考えられる。



講演する高知大学人文社会学部 宮里 修 様

次に古墳時代ですが、高知県の古墳時代は、古墳なき古墳時代という言い方をよくいたします。現在確認している古墳は220基ほどで、その9割方が横穴式石室の後期古墳と考えられています。そして、県内でも特徴的な遺構として、水辺の祭祀遺構があります。特に有名なものは、四万十市の古津賀（こつか）遺跡から具同中山（ぐどうなかやま）遺跡にかけての河川沿いに見られるもので、80基ほど確認されています。

○伏原大塚（ふしはらおおつか）遺跡

香美市。墳丘はないが、7メートル超の最大級の石室で35メートル台の方墳。周溝が巡り、大きさは県内随一。特徴として、透かし穴のない円筒埴輪が出土しており、おそらく土佐の須恵器工人に首長が埴輪を作成させたと考えているが、完成品のイメージがよくわからない状態で作ったと想定され、県内では伏原大塚古墳にだけ確認されている。

次に古代ですが、ここ何年かで高知県の7世紀を中心とする古代が非常に熱いです。大発見がいくつもありますが、そのうちの 하나가、高知県東部の安芸市の瓜尻遺跡です。

○瓜尻（うりじり）遺跡

方形区画遺構と言われる約30メートルの方形の溝があり、その内側に柵列が巡り外からは中が見えないような施設が作られていた。その中に、井戸と掘立柱建物が2棟見つかったが、この2棟は

同時に立たないため、どちらかが井戸と組み合わせりながら空間を構成していたと考えられる。

○若宮ノ東（わかみやのひがし）遺跡

巨大な掘立柱建物が検出された。桁行七間、梁行二間で周りが溝で区画されており、さらに柱穴列や脇殿も備えているため、いわゆる官衙関連遺構として慎重に検討をした結果、時期は7世紀後半で評衙の可能性もある。

○野中廃寺（のなかはいじ）

南国市。近年、調査が行われ、建立が7世紀代に遡ると検討されている。塔と金堂が並び、奥には講堂があって、中門も確認された。四国では、この時期の伽藍配置のものはほとんどないため、大変重要で、今後しかるべき評価を受けていくと思われる。

次に中世についてですが、田村遺跡の14世紀以降は、守護代の細川氏の城館が建っていました。この館は二重の堀で囲まれていると考えられており、南側では家臣団屋敷群が現在の空港滑走路の発掘で見つかりました。

○岡豊城（おこうじょう）

長宗我部家の居城であり、いわゆる織豊系城郭のため、礎石建物、瓦、石垣などが見られる。全体的に非常に巨大な作りになっており、二の段では元々、細い尾根だったところを3～4m以上の盛土により大きな平場を作っている。

最後に近代の遺構として「鹿児島焼の窯跡」を紹介します。これは19世紀の終わり頃に15年間だけ創業された近代窯施設です。1970年代の調査だったので、文化財に関する意識があまり強くなかったこともあり完全になくなっていますが、現在であれば国指定の史跡になるような遺跡です。

田村と居徳 -リアル住み分け論-

まず、簡潔に両遺跡の特徴を説明します。田村遺跡は土器の類似性から東北部九州、今の北九州市や行橋市あたりの農民が、新しい開拓地を求めて成立したと考えています。そこから安定した農耕村落を営み、やがて地域の拠点集落に成長していきます。

居徳遺跡は、田村遺跡の約20キロ西に所在しており、こちらは縄文後期以来の拠点集落です。ちょうど田村遺跡が成立する頃に、東日本系の文物が大量に入ってくるのが分かっています。その

後も、通常なら遠賀川式が地域に流入していくのに対し、縄文系の土器形式がずっと続いていき、やがて地元特有の南四国型という特殊な弥生土器につながっていきます。

田村遺跡の土器には3種類の突帯文が見られますが、その一番古い形式の突帯文と同じものが北九州の矢留堂ノ前（やどみどうのまえ）遺跡で確認されています。さらに、その突帯文が変化した形態も2遺跡で共有しています。他に田村遺跡のもう一つの重要な特徴として、磨製石器、特に磨製石鏃の量が他の弥生遺跡、いわゆる前期遺跡よりもずば抜けて多く確認されています。また、多く確認される石器に石鎌がありますが、この石器に使われた石材は九州の石材を使っています。また、管状土錘と碧玉製の管玉も特徴です。これも朝鮮半島との結びつきが強いのではと指摘されています。このように田村遺跡はかなり特殊な位置付けにあると考えられます。

一方、居徳遺跡ですが、土器ではいわゆる刻目突帯文の土器において、瀬戸内の影響による変化が見られたり、波状口縁の浅鉢では遠賀川の技術を取り入れたことによる変化が見られたりします。また、東日本型文物でいうと板状土偶や木胎彩色漆器、東北の香炉型土器に類似する土器など、東北から北陸を経由して、近畿も若干かすめつつ、高知に入ってくる縄文系のものが田村遺跡に農耕文化が伝わってくるタイミングで顕著になります。このように2つの遺跡は弥生時代前期の間、並立して棲み分けが見られるという稀有な事例だと考えています。

刻書土器問題

- 弥生末・古墳初のネットワーク再編 -

最後に「何不」刻書の土器について話していきます。土器の基礎情報としては若宮ノ東遺跡の土器溜りのような包含層から見つかりました。古墳時代初頭の3世紀半ばを前後するヒビノキⅢ式の壺型土器の頸部から肩にかけての部分だと考えられています。この破片を文字の専門家に判読していただいた結果、「何不」と判読可能だという土器になります。

文字を刻んだ刻書自体は弥生時代でも、5、6例見られますが、2文字以上になる例は皆無です。そのためこれを文字と認めた場合には日本最古の文章になると大きな話題になった遺物です。

まず、この線刻がどのような手順で書かれたのかを考えました。肉眼から始めて、様々な倍率

の顕微鏡を駆使して、砂粒の動きを気にしながら観察を行った結果、「何」「不」ともに、毛筆のような表現、入りとか払いとか留めというものを精密に再現しようと試みていることが認められます。一方で、筆順について、どの方向から書き始め、どの順番で文字を書くということは、遵守されていないということが分かりました。

次に、当時文字があったのかという議論ではなく、当時の「土器への線刻一般」という脈絡に載せて広く検討していくと、文字を使いこなす人、文字を知る人が含まれるような新しい交通交流ネットワークというものが見えるか否かを考える必要があります。そこでまず注目したのが同じ遺跡群で出土している皮袋型土器です。この土器にはいわゆる撥形文といわれる帯状の紋様が土器に描かれています。

また、似たような線刻を持った資料は他にもいくつかあり、県内の弥生末から古墳初期の段階にやってきた線刻の主要なモチーフは撥形文ではないかという点について、結論はまだ出ていませんが少し話をしていきます。

弥生時代には弥生絵画と言われるものがあります。中期後葉から後期の前葉に鹿とか建物を土器に書いていたのが、時の流れとともに記号化していきます。その過程の中でS字型にくねった龍の文様が出てきて、中期の終わりから後期にかけて、それもやがて無くなるという文様の大きな動きがあります。また、これと同時進行で後期のある段階から、いわゆる人面文土器の入れ墨の文様が独立して撥形文になっていくという流れも見られます。このように撥形が独立した文様がモチーフになっていって、それが土器の中で様々に編成されていくという流れが分かります。また、九州や瀬戸内ではより変化が早く、伊勢湾や東日本には遅れて伝わっていくというのが大きな流れのようで、高知県は伝統的に瀬戸内、備讃瀬戸との関わりが深いため、そこから入ってきたと想定しています。

さらに加えて、この時期、ヒビノキⅢ式期の高知県では、いわゆる搬入土器と言われているものが非常に顕著になるという特徴があります。出土状況を見ると、搬入土器の中で最もやり取りが密であるのは東阿波で、それに庄内式の甕が続いて、岡山は時々出るというイメージが現在あります。

これら土器から垣間見える大きな人の流れから、文字を扱う人々の存在がどれだけ見えるのかという点については今後考えてまいります。

視察研修

- ・ 高知県立埋蔵文化財センター
- ・ 高知県立歴史民俗資料館（岡豊城跡）
- ・ 高知県立坂本龍馬記念館（浦戸城跡）

第2日目午前の視察研修は、参加者67名が大型バス2台に分乗して、AコースとBコースに分かれて見学を行いました。

Aコースは、高知県立埋蔵文化財センターを見学した後、高知県立歴史民俗資料館（岡豊城跡）を訪れました。

高知県立埋蔵文化財センターでは、開催法人の担当職員の案内のもと、バックヤードを見学しました。編集ソフトなど、先進的な設備も多く見受けられ、参考になりました。その後、企画展Ⅱ『若宮ノ東遺跡—土佐のまほろば新発見—』の展示や工夫点について解説を受け、各自自由に観覧しました（写真1）。中でも、日本最古級の文章の可能性のある、「何」「不」と推測される文字が刻書された弥生土器も公開していました。昨日の講演で学習した、刻書土器の考え方や若宮ノ東遺跡の重要性について、実物を通して理解することができました。



写真1 企画展Ⅱ『若宮ノ東遺跡—土佐のまほろば新発見—』解説の様子

2か所目は岡豊城跡、高知県立歴史民俗資料館の見学をしました。岡豊城跡（写真2）は国史跡に指定されている山城で、南国市の平野を一望できます。岡豊城は長宗我部元親の居城として知られており、詰（主郭）での発掘調査では地鎮のために埋められた土師器皿や当時の瓦などが確認されています。これら出土遺物の一部は、高知県立歴史民俗資料館で展示されていました。

高知県立歴史民俗資料館では長宗我部展示室や総合展示室を見学しました。長宗我部展示室では、長宗我部家に関連のある資料が多数展示されており、高知県における長宗我部家の栄枯盛衰を学べる展示となっています。総合展示室では様々な資料やジオラマ、解説パネルを通じて、高知県の歴史、文化を通史的に学べる展示となっていました。



写真2 岡豊城跡の見学

Bコースは、高知県立坂本龍馬記念館（浦戸城跡）を訪れた後、高知県立埋蔵文化財センターを見学しました。

往路のバス車内では、開催法人の担当職員から浦戸城跡の概要説明を受けました。浦戸城跡は、天正19年（1591）に長宗我部元親が入城した際、土佐初の天守をもつ城郭へと改修したため、中世城郭から近世城郭への変遷を追うことができます。現地に着くと、移築保存している石垣（16世紀後半の野面積み石垣）や、露出展示している石垣（内壁に雁木を持つ石垣）、既往発掘調査について解説がありました（写真3）。浦戸城跡が位置する桂浜は、戦後より観光地化に伴う開発が行われ、発掘調査と文化財保存のあり方について考えました。



写真3 浦戸城跡石垣解説の様子

隣接する高知県立坂本龍馬記念館へは徒歩で移動し、記念館職員から坂本龍馬の真筆書簡について説明を受けました。その後、各自自由に見学を行いました。視察年は坂本龍馬の生誕190年となる節目の年であり、多くの方が来館されていました。また、開催されていた収蔵品展『龍馬の評伝』は、同時代を生きた人々からみた坂本龍馬の評価を読むことができる展示でした（写真4）。坂本龍馬の人物像が鮮明に浮かび上がり、その功績を改めて実感することができました。



写真4 収蔵品展『龍馬の評伝』見学の様子

Bコース2か所目は高知県立埋蔵文化財センターを訪れました。Aコースと同じく、バックヤードの案内と企画展の解説をしていただきました。

自由見学

- ・ 高知城
- ・ 高知城歴史博物館

午後は、希望者47名が高知城と高知城歴史博物館の見学を行いました。

高知城では追手門から三ノ丸にかけての主要な石垣の解説を受けた後、自由見学を行いました（写真5）。高知城の石垣には石樋という排水設備が備わっており、降雨量の多い高知県ならではの石垣を守るための工夫が取り入れられています。また、三ノ丸には長宗我部時代の石垣が現在の石垣の裏側に残されており、時期の異なる2つの石垣を同時に観察することができました。

高知城歴史博物館では、各自自由に見学を行いました（写真6）。常設展示は、総合展示室が2室あり、土佐藩の歴史や大名道具、近世の土佐の文

化について幅広く知ることができました。また、企画展の『野中兼山一時代を見据え、変革に挑む一』では、文献資料や実際に使用された資料を観覧し、土佐藩の政治を主導した野中兼山の生涯や生き様を学びました。近世を通じて発展した土佐藩には、いずれの資料・文化・人物も必要不可欠だったと感じ、その理由が垣間見えました。



写真5 高知城見学の様子



写真6 高知城歴史博物館見学の様子

デジタル技術等活用推進委員会研修会

委員長法人
公益財団法人岩手県文化振興事業団
埋蔵文化財センター

令和7年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会デジタル技術等活用推進委員会研修会が、令和8年2月18日（水）の午後1時30分からオンラインで開催されました。

今年度の開催法人は公益財団法人岩手県文化振興事業団 埋蔵文化財センターで、37法人143名が参加しました。

研修会の内容は、独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター遺跡調査技術研究室主任研究員の山口欧志氏による「遺構・遺物の三次元計測（RealityScanを利用して）初級編」と題した講義が行われました。

日 程

- 1 開会のあいさつ
- 2 講義

「遺構・遺物の三次元計測（RealityScanを利用して）初級編」

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター
遺跡調査技術研究室 主任研究員
山口 欧志 氏

- 3 質疑応答
- 4 閉会